

妊婦健康診査の公費負担について

平成20年4月1日から、錦江町が実施する公費負担の回数が増え、補助回数のみ無料で受けられるようになります。

- ☆ 公費負担回数が増加します（現在2回から5回へ）
- ☆ 検査項目が変わります
（超音波検査の年齢制限35歳以上をなくし、毎回受診できるようにしました）
- ☆ 妊婦健康診査受診票がリニューアルします
 - * 妊婦一般健康診査受診票(1), (2) 2枚から妊婦健康診査受診票 (1)~(5) 5枚になりました
 - * 健康診査受診票綴りから妊婦精密健康診査受診票がなくなります
- ☆ 対象者
平成20年4月1日以降に妊婦健康診査を受診するすべての妊婦
 - * 平成20年3月31日までに母子健康手帳の交付を受け、出産予定日が4月1日以降の妊婦
 - * 平成20年4月1日以降に母子健康手帳の交付を受けた妊婦
- ☆ 新しい妊婦健康診査受診票の使用時期と補助金額

1回目：妊娠8週前後	11,000円	4回目：妊娠30週前後	7,000円
2回目：妊娠20週前後	7,000円	5回目：妊娠36週前後	7,000円
3回目：妊娠24週前後	7,000円		



※検査項目によっては自己負担が生じます

* 平成20年4月1日以降に出産予定の方で新受診票の交付を受けていない方は保健福祉課衛生チーム22-3044まで連絡ください（妊娠週数の合わせて受診票を交付します）

中学1年生・高校3年生 の方は麻しん風しん混合ワクチン（MRワクチン）の定期予防接種を受けてください！

平成19年に10～20歳代を中心とした年齢層で麻しん(はしか)が流行し、多くの学校が休校の処置をとるなど社会的な問題になりました。

このため過去に麻しんの予防接種を1回しか受けていない年代に対し、2回目の予防接種を受ける機会が設けられました。

対象者

第3期：中学1年生 第4期：高校3年生 （*錦江町に住所がある方に限ります）

実施期間：平成20年度～平成24年度の5年間

年 度	対 象 者
平成20年度	中学1年生：平成7年4月2日～平成8年4月1日生まれ 高校3年生：平成2年4月2日～平成3年4月1日生まれ
平成21年度	中学1年生：平成8年4月2日～平成9年4月1日生まれ 高校3年生：平成3年4月2日～平成4年4月1日生まれ
平成22年度	中学1年生：平成9年4月2日～平成10年4月1日生まれ 高校3年生：平成4年4月2日～平成5年4月1日生まれ
平成23年度	中学1年生：平成10年4月2日～平成11年4月1日生まれ 高校3年生：平成5年4月2日～平成6年4月1日生まれ
平成24年度	中学1年生：平成11年4月2日～平成12年4月1日生まれ 高校3年生：平成6年4月2日～平成7年4月1日生まれ



日 程 平成20年7月～8月

※対象者には、日時・場所などの予診票を郵送いたします（平成20年6月中旬予定）